

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西条市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛媛県西条市長

公表日

平成31年3月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>市は、国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則のほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」、「特別障害者市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。</p> <p>特定個人ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。</p> <p>【国民年金市町村事務処理基準のうち】</p> <p>① 被保険者に関する事項</p> <p>1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の申出 5 資格喪失の届出 6 死亡の届出 7 任意脱退の届出 8 資格喪失の申出 9 氏名変更の届出 10 住所変更の届出 11 住所変更報告書 12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出</p> <p>② 給付に関する事項及び年金生活者支援給付金に関する事務</p> <p>1 給付に関する請求書、申出書、届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 2 現況届又は所得状況届の受付 3 障害基礎年金、遺族年金所得状況連名簿又は年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付</p> <p>③ 保険料に関する事務</p> <p>1 申出書の受理 2 付加保険料納付の申出 3 付加保険料納付の辞退申出 4 付加保険料納付該当の届出 5 付加保険料納付非該当の届出 6 中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出 7 保険料の免除に関する届出 8 保険料免除及び納付猶予の申請 9 保険料学生納付特例の申請 10 保険料免除及び納付猶予の取消申請 11 納付特例不該当の届出 12 届書の送付及び再提出</p> <p>また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。</p>
③システムの名称	1 国民年金システム 2 福祉年金システム 3 宛名システム 4 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第一第31の項、第62の項、第83の項及び第95の項並びに番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第47条及び第59条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部市民生活課
②所属長の役職名	市民生活課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所市民環境部市民生活課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ②事務の概要	<p>市は、「国民年金法」(以下「国年法」という。)及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の国民年金事務で取り扱う。</p> <p>①住民からの資格取得届の受理及び転入届に基づき、個人を単位とする国民年金被保険者台帳を編成し、資格得喪記録等の記載、修正、変更</p> <p>②転居届、転出届、出国届等の届出又は職権に基づく被保険者台帳への住民記録情報の記載、消除又は記載の修正・変更</p> <p>③被保険者の正確な記録を確保するための措置</p> <p>④保険料納付困難者等からの免除等申請受理、事実の審査</p> <p>⑤基礎年金(老齢・障害・遺族)裁定請求の受理、未支給年金、死亡一時金等の受理</p> <p>⑥年金事務所が実施する未納者対策に係る免除勧奨及び強制徴収に必要な情報提供</p> <p>⑦受理した届書等を日本年金機構への送付進達及び厚生労働大臣への報告</p> <p>⑧国民年金事務に係る協力・連携</p>	<p>市は、国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則のほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」、「特別障害者市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。</p> <p>特定個人ファイルは、上記法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。</p> <p>【国民年金市町村事務処理基準のうち】</p> <p>① 被保険者に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の申出 5 資格喪失の届出 6 死亡の届出 7 任意脱退の届出 8 資格喪失の申出 9 氏名変更の届出 10 住所変更の届出 11 住所変更報告書 12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 	事後	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第三条の二の政令で定める日を定める政令の公布による修正</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ②事務の概要		14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出 ② 給付に関する事項及び年金生活者支援給付金に関する事務 1 給付に関する請求書、申出書、届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 2 現況届又は所得状況届の受付 3 障害基礎年金、遺族年金所得状況連名簿又は年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付 ③ 保険料に関する事務 1 申出書の受理 2 付加保険料納付の申出 3 付加保険料納付の辞退申出 4 付加保険料納付該当の届出 5 付加保険料納付非該当の届出 6 中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出 7 保険料の免除に関する届出 8 保険料免除及び納付猶予の申請 9 保険料学生納付特例の申請 10 保険料免除及び納付猶予の取消申請 11 納付特例不該当の届出 12 届書の送付及び再提出 また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。		
平成29年3月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第一第31の項	番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第一第31の項、第62の項、第83の項及び第95の項並びに番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第47条及び第59条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第三条の二の政令で定める日を定める政令の公布による修正
平成29年3月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ① 実施の有無	実施しない	実施する	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第三条の二の政令で定める日を定める政令の公布による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	日本年金機構は、番号法施行の日から平成29年11月30日までの間において政令で定める日までの間においては、情報照会者及び情報提供者に該当しない。	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2第48の項及び第107の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第26条の3及び第54条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第三条の二の政令で定める日を定める政令の公布による修正
平成31年3月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ① 実施の有無	実施する	実施しない		
平成31年3月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2第48の項及び第107の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第26条の3及び第54条	削除		
平成31年3月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	市民安全部	市民環境部		
平成31年3月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	田村 三智子	市民生活課長		
平成31年3月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	市民安全部	市民環境部		
平成31年3月18日	IV リスク対策			事後	評価書の様式の一部改正による、新規記載